住所　東京都板橋区南常盤台１丁目11番11―302号
関博源　平成19年５月10日生
住所　東京都町田市本町田2136番地８
陳裕官　昭和42年３月15日生
陳許　平成５年７月４日生
陳惟　平成10年３月29日生
住所　山形県南陽市椚塚1520番地１
朴光薫　昭和31年２月16日生
住所　東京都三鷹市井の頭１丁目２番12号
金玉順　昭和39年４月22日生
朴基真　平成２年６月16日生
住所　神戸市兵庫区塚本通８丁目１番23―202号
林鎮子　昭和45年１月26日生
住所　神戸市灘区五毛通２丁目６番13号
金香馥　昭和49年７月15日生

○農林水産省告示第千四百三十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十六年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十日

農林水産大臣　西川　公也

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、五五六、一〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四九六、一〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二四〇、七〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一四〇、九〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三〇二、九〇〇円

○農林水産省告示第千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市山之内字上ナル乙一五三七の六、乙一五三七の七、乙一五三八の一、乙一五三九の六、乙一五三九の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県今治市朝倉南丙八二の一一、丙八八の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月野鳥字新荒シ八一八の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○外務省告示第三百三十五号

ザンビア共和国政府は、昭和五十五年十月二十五日にハーグで作成された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の加入書を平成二十六年八月二十六日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、その第三十八条第三項の規定に従い、平成二十六年十一月一日にザンビア共和国について効力を生ずる。

我が国は、同条約の第三十八条第四項の規定に基づき、平成二十六年九月二十五日にザンビア共和国の加入を受け入れる旨を宣言した。よって、同条約は、その第三十八条第五項の規定に従い、平成二十六年十二月一日に我が国とザンビア共和国との間において効力を生ずる。

平成二十六年十月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県大町市八坂字廻り免二七一五の二、二七二〇、字金田畑二七一六から二七一九まで、字欠ノ下二七二四から二七三〇まで、字小家場下二七三一、二七三二のイ、二七三二のロ、二七三三のイ、二七三三のロ、二七三四、二七三五のイ、二七三六のイ、字宮うら六二一〇、六二一一、六二一三、六二一六、六二一八、字平沢九〇三九、九〇四五から九〇四七まで、九〇五一から九〇五三まで、九〇五五、九〇五七、九〇五八のイ、九〇五八のロ、九〇六〇の一、九〇六〇の二、九一一〇の一、九一一〇の三、九四四二の一、九四四二の三、九四五〇、九四五六のイから九四五六のハまで、字見ヌ口九〇九六、九〇九八、九一〇〇、字二手の沢九一〇一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下高井郡木島平村大字往郷字板入五三八八の一から五三八八の三まで、五三八八の八、五三八九、五三九〇のロ、五三九一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第六十九条第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第六十九条の十七第一号の規定により、公示する。

平成二十六年十月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年十月三日

二　登録番号　（一）第二号

三　氏名又は名称　株式会社プライシングジャパン

四　住所　埼玉県三郷市上口一丁目百四十五番地

五　法人である場合の代表者の氏名　瀬古茂二郎

六　登録実務講習を行う事務所の名称　株式会社プライシングジャパン本店

七　登録実務講習を行う事務所の所在地　埼玉県三郷市上口一丁目百四十五番地

八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十六年十月三日

○国土交通省告示第千三十四号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第六十一条の二において準用する第四十一条の二の規定により、次の登録講習機関の登録をしたので、同法第六十一条の二において準用する第四十一条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年十月三日

二　登録番号　（一）第〇〇二号

三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社プライシングジャパン

四　住所　埼玉県三郷市上口一丁目百四十五番地

五　講習事務を行う主たる事務所の所在地　埼玉県三郷市上口一丁目百四十五番地

六　法人である場合の代表者の氏名　瀬古茂二郎